

基発第 0625002 号
平成 20 年 6 月 25 日

外務省欧州局長 殿

厚生労働省労働基準局長

「いわゆる『労働協同組合』に関する調査」について

標記については、平成 20 年 2 月に超党派議員により構成される「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」が発足するなど、国内において議論が活発化しているところである。

このような動きを受けて厚生労働省においても、いわゆる「労働協同組合」の今後のあり方について検討を進めているところであるが、かかる検討に当たり、諸外国における「労働協同組合」に係る法制度等について実状を把握する必要があるので、下記のとおり調査願いたい。

記

1 調査の内容

調査項目（別紙）の事項について調査すること。

2 調査対象国及び地域

スペイン、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ

3 調査期限等

回答については、可能な限り邦文又は英文により発出後 1 ヶ月までに送付すること

なお、参考となる資料については可能な限り添付すること

【本件連絡先】

厚生労働省勤労働基準局

勤労者生活部企画課企画係

前村 充

電話 +81-3-3502-1599

F A X +81-3-3502-2219

E-mail

[REDACTED]

調査事項（スペイン）

1999 年 7 月 16 日付け協同組合法第 27/1999 号（Ley 27/1999 de Cooperativas）
に関し、以下の事項を示されたい。

1. 法第 X 部に規定される労働協同組合で働く者の中には、組合員労働者と賃金労働者が存在すると承知しているが、それぞれの者と労働協同組合との契約関係は以下のとおりと解して良いか。

① 組合員労働者＝組合加入契約

② 賃金労働者＝労働契約

2. 組合員労働者及び賃金労働者の労働条件に関し、

① 組合員労働者については、1999 年 7 月 16 日付け協同組合法第 27/1999 号第 83 条に基づき定款等で定め、

② 賃金労働者に対しては、労働基準関係法令（労働時間、最低賃金、労働安全衛生に関する規制）の適用を受ける

と解して良いか。

また、組合員労働者の労働条件に関し、時間外労働の割増賃金や年次有給
かの日数等に係る基準はないのか。

法第 83 条（一日の労働時間、週ごとの休日、祝祭日、休暇、許可）

1. 定款、内規、これらの規定がない場合には、会議で 1 日の労働時間、週ごとの最低限
の休日、祝祭日及び年間の休日を定めるものとする。いかなる場合も以下の規定を盛り
込むこととする。

1) 1 日の労働の終業時から翌日の労働の始業時まで時間が 12 時間以上あること

2) 18 歳以下の労働者は、週労働時間が 40 時間以下であること

3) 少なくとも、クリスマス、新年、5 月 1 日及び 10 月 12 日を休日とすること。た
だし、協同組合が行う事業の性質上これが不可能な場合を除く。

4 年次有給休暇及び少なくとも本項 c に定める祝祭日については、配当金前払金が支
給されること

5) 18 歳以下及び 60 歳以上の労働者の年次有給休暇は 1 箇月以上とすること

3. 貴国において、組合員労働者に対する報酬は配当金の前払いで支払われて
いると承知しているが、賃金労働者に対する報酬の支払形態は賃金により支
払われると解してよいか。

関連条文がある場合には、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。

4. 貴国において、労働協同組合の組合員労働者及び賃金労働者はそれぞれ雇用保険（失業保険）及び労災保険の適用を受けるか。関連条文がある場合には、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。
5. 貴国において、協同組合の事業によって剰余金が出た場合、その使途に法令上の制限はあるか。（【例】出資配当、従事分量配当、組合の事業のために充当等）関連条文がある場合には、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。

Questionnaire (Spain)

In relations to Ley 27/1999 de Cooperativas, please provide us with following informations

1. We understand that there are two types of workers who works for the cooperatives business; one is working partners and the other is contracting paid employees.
 - ① is the relationship between cooperatives and working partners based on membership contracts?
 - ② is the relationship between cooperatives and contracting paid employees based on labour contracts?
2. In relation to the labour condition for working partners and contracting paid employees
 - ① are the labour conditions of working partners stipulated in by-laws of the cooperatives?
and in case the by-laws of the cooperatives doesn't mention about it are they applied to the Article 83 of Ley 27/1999 de Cooperativas?
 - ② are the labour conditions of contracting workers stipulated in the legislation concerning labour standards?

【Reference】

Auticulo 83 : Jornada, descanso semanal fiestas, vacaciones y permisos

1. *Los Estatutos, el Reglamento de regimen interno o en su defecto, la Asamblea regularan la duracion de la jornada de tranajo, el descanso minimo semanal, las fioestas y las vacaciones anuales, respetando, en todo caso, como minimo, las siguientes normas.*
 1. *Entre el final de una jornada y el comienzo de la siguiente, mediaran como minimo doce horas.*
 2. *Los menores de dieciocho anos no podran realizar mas de cuarenta horas de trabajo efectivo a la semana.*
 3. *Se respetaran, al menos, como fiesta, la de la Natividad del Senor, Ano Nurevo, 1 de mayo y 12 de octubre, salvo en lossupuestos excepcionales que lo impida la*

naturaleza de la actividad empresarial que desarrolle la cooperativa.

4. *Las vacaciones anuales y, al menos, las fiestas expresadas en el apartado c) de este número serán retribuidas a efectos de anticipo societario*

5. *Las vacaciones anuales de los menores de dieciocho años y de los mayores de sesenta años tendrán una duración mínima de un mes*

3. We understand that the reward for working partners are paid as prepayment of dividend in your country. Is the reward for contracting paid employees paid as wage?

If there are relevant articles of legislations, please provide us with them.

4. In your country are working partners and contracting paid employees applied to the unemployment allowance and workers compensation?

If there are relevant articles of legislations, please provide us with them.

5. In your country is there any restriction on the usage of the surplus funds arising from the cooperatives operations?

e.g. : can be used only for capital dividend, dividend based on members engagement, improving of cooperatives business, etc.

If there are relevant articles of legislations, please provide us with them.

スペインの労働協同組合に係る制度

(1999年7月16日の協同組合法：第5部第1章 労働者協同組合について)

1. 労働協同組合の事業に従事する者

以下の2種類がある。

- ① 組合員労働者：自分の労働の提供に関し契約を締結する法的能力を有する者（法第80条第2項）
- ② 賃金労働者：労働契約を締結し協同組合の事業に従事する者

2. 労働条件

① 組合員労働者（法第83条）

労働協同組合は、定款により労働時間、休日等について定めをおくこととされている。これらについては、以下の通り最低基準が設けられている。

- 休息期間を12時間以上とすること
- 18歳未満の組合員労働者については、1週の労働時間を40時間以内とすること
- 年次有給休暇に対しては、配当前払金を支給すること等

② 賃金労働者（法第80条）

賃金労働者の年間労働時間について、組合員労働者の年間労働時間の30%を超えてはならないこととされている。

3. 報酬の支払い方法

- ① 組合員労働者の場合：1箇月1回あるいはそれより短い頻度で、配当前払金として支払われる（法第80条第4項）。
- ② 賃金労働者の場合：賃金だと推定される。→【要確認】

4. 賃金労働者から組合員労働者への転換

協同組合は、定款で賃金労働者が組合員資格を取得する手続きを定めることができることとされている。

また、期限の定めのない労働契約を締結している、または労働契約を締結して2年以上経過した賃金労働者が、権利行使可能な時から6箇月以内に申請した場合協同組合は組合員労働者の資格を付与しなければならない。

（法第80条第5項）

5. 組合員資格の終了事由

経済的または技術的理由、組織上または生産上の理由その他不可抗力により、組合員の絶対数を減らす必要がある場合には、労働者協同組合が退会すべき組合員労働者を指名することとされている（法第85条）。

調査事項（イギリス）

1. 貴国においては、組合員に雇用機会を提供することを目的とし、組合員の管理の下に事業を行う協同組合が法律上または実態上存在するか。ある場合には、以下の質問に回答されたい。

2. 貴国において、（労働者）協同組合の組合員は協同組合との間に労働契約を締結しているか。労働契約を締結していない場合、どのような形態の契約を締結しているのか。関連の条文がある場合には、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。

【関連があると思われる法令】

産業共同所有企業法第2条

この法律において、共同所有企業とは登録が行われ、登録が抹消されおらず、以下の要件を満たすものをいう。

- (a) 当該団体が、
 - (i) 株式を有しておらず、保障により制限され真性の協同組合であり
 - (ii) 産業節約組合法により登録されまたは登録されたものとみなされるものであること
- (b) 団体の定款が以下の事項を確保するための規定を有すること
 - (i) 当該団体又はその子会社に雇用される者のみが組合員となることができ、それらの者がすべて組合員となることができ、組合の会合において平等の投票権を有すること。（以下 略）

Industrial Common Ownership Act 1976

2 (1) For the purposes of this Act a common ownership enterprise is a body as to which the registrar has given, and has not revoked, a certificate stating that he is satisfied

- (a) that the body is
 - (i) a company which has no share capital, is limited by guarantee and is a bona fide co-operative society; or
 - (ii) a society registered or deemed to be registered under the Industrial and Provident Societies Acts 1965 to 1975 ; and
- (b) that the memorandum or articles of association or rules of the body include provisions which secure
 - (i) that only persons who are employed by, or a subsidiary of, the body may be members of it, that all such persons may be members of the body and that members have equal voting rights at meeting of the body

3. 貴国において、（労働者）協同組合の組合員は、通常の労働者と同様労働

基準関係法令（労働時間、年次有給休暇、最低賃金、労働安全衛生等に関する規制）の適用を受けるか。労働関係法令の適用を受ける場合には、主要な法律の名称を示されたい。

労働関係法令の適用を受けない場合には、協同組合の組合員の労働条件はどのように決定されるか示されたい。

4. 貴国において、（労働者）協同組合の組合員に対する報酬の支払い方法は、如何なる形態となっているか（【例】配当金の前払いとして支払われる、賃金として支払われる など）。関連条文がある場合、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。
5. 貴国において、協同組合の組合員は雇用保険（失業保険）及び労災保険の適用を受けるか。関連条文がある場合、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。
6. 貴国において、（労働者）協同組合の組合員の組合員資格の終了事由に関する法令上の規定はあるか。ある場合、終了事由は何か。関連条文がある場合、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。
7. 貴国において、協同組合の事業によって剰余金が出た場合、その使途に、法令上制限があるか。（【例】出資配当、従事分量配当、組合の事業のために充当等）関連条文がある場合、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。
8. 貴国においては、非組合員が協同組合の事業に従事することが認められているか。
9. 8. の回答が然りの場合、上記の3, 4及び5の質問に関し、非組合員について回答されたい。

Questionnaires (the United Kingdom)

1. In your country does the following type of cooperative exist legally or in reality?

- ☐ a cooperative whose prime objectives are to provide employment to its members and to operate an enterprise in which control rests with the members

In case the answer of this question is "yes" please answer the following questions as well.

2. In your country do the cooperative above mentioned (hereinafter referred to as "cooperative") and its members enter into labour contract?

And if they don't what types of contract do they have?

If there are relevant articles of legislations please provide us with them.

3. In your country are the members of cooperatives applied to the legislation concerning minimum labour standards, such as hours of work, annual leave, minimum wage, occupational health and safety and so on, ?

If they are, please show us the names of representative legislations.

Or if they aren't, please show us how to decide the working conditions for members of cooperatives.

4. Please show us the way to pay rewards for members of the cooperative in your country?

e.g. : paid as wage, paid as prepayment of dividends

In case there are relevant articles of the legislations please provide us with them.

5. In your country are the members of the cooperatives applied to unemployment allowance and workers compensation? In case there are relevant articles of legislations please provide us with them.

6. In your country are there any articles of legislation which stipulate the reasons for the termination of membership? If there are please provide us with them.

7. In your country are there any legal restriction on the usage of the surplus arising from the cooperative operations?

e.g. : can be used only for capital dividend, dividend based on members engagement, improving of cooperative business.

In case there are relevant articles of legislations please provide us with them.

8. In your country is it possible that non-members of the cooperative work for the cooperative enterprise?

9. In case the answer of question 8 is "yes" please provide us with informations about non-members in relation to the question 3,4 and 5.

イギリスの協同組合に係る制度（すでに把握している情報）
（産業節約組合法）

1. 協同組合の事業に従事する者

産業共同所有企業法第2条において、協同組合に雇用される者のみが組合員となることができるものとされている。

2. 労働条件

産業節約法に規定はない。 → 要確認

3. 報酬の支払い方法

産業節約法に規定はない。 → 要確認

4. 組合員資格の終了事由

産業節約法に規定はない。 → 要確認

5. 剰余金の使途に係る制限

産業節約法に規定はない。 → 要確認

調査事項（フランス）

「1978年7月19日の生産労働協同組合に関する法律 78-763 号 (Loi No 78-763 du 19 juillet 1978 portant statut des sociétés coopératives ouvrières de production)」に関し、以下の事項について示されたい。

1. 法第1条において、

「生産労働協同組合とは、あらゆる種類の職業の労働者により構成され、労働者により直接管理され、または指名された代理人を介して管理される企業において、協同で職業を営むものをいう。」

Les sociétés coopératives ouvrières de production sont formées par des travailleurs de toutes catégories ou qualifications professionnelles, associés pour exercer en commun leurs professions dans une entreprise qu'ils gèrent directement ou par l'intermédiaire de mandataires désignés par eux et en leur sein.

と規定されているが、生産労働協同組合の組合員は生産労働協同組合との間でいかなる形態の契約を締結しているか。（例：労働契約、組合加入契約）

2. 法第9条において、

「定款においては、労働者との間に締結した労働契約上に、成年に達している者は定められた期間内に協同組合に加入することを義務づけ、加入しない場合には退職したものとみなす旨規定することができる。」

Les statuts peuvent prévoir que toute personne majeure, ayant été employée dans l'entreprise pendant un délai qu'ils précisent, est admise sur simple demande en qualité d'associé, soit à défaut d'opposition émanant de la prochaine assemblée des associés ou, selon le cas, de l'assemblée générale ordinaire, statuant à la majorité requise pour la modification des statuts.

と規定されているが、

- (1) この規定に基づき一定期間経過後に協同組合に加入した場合、従前の労働契約は継続するか。
- (2) 貴国においては一般に労働協同組合に加入する前に、労働契約による労働を行っているのか。
- (3) 貴国においては生産労働協同組合の事業に従事する非組合員が組合員に移行することは一般的か。

3. 貴国において、生産労働協同組合の組合員及び組合員ではない労働者に対しては、労働基準関係法令（労働時間、年次有給休暇、最低賃金、労働安全衛生等に関する規制）の適用を受けるか。労働基準関係法令の適用を受ける

場合には、その主要な法律の名称を示されたい。

労働基準関係法令の適用を受けない場合には、協同組合の組合員の労働条件はどのように決定されるか示されたい。

4. 貴国において、生産労働協同組合の組合員及び組合員ではない労働者に対する報酬の支払は、如何なる方法で行われているか（【例】配当金の前払いとして支払われる、賃金として支払われる など）。

関連条文がある場合には、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。

5. 貴国において、生産労働協同組合の組合員及び組合員ではない労働者は、雇用保険（失業保険）及び労災保険の適用を受けるか。関連条文がある場合には、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。

6. 貴国において、組合の事業によって剰余金が出た場合、その使途に法令上の制限はあるか。（出資配当、従事分量配当、組合の事業のために充当等）。

関連条文がある場合には、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。

Questionnaires (France)

In relation to the “Loi No 78-763 du 19 juillet 1978 portant statut des sociétés coopératives ouvrières de production (here in after referred to as “Law”)” please provide us with the following informations.

1. The article 1 of the Law stipulates that *“Les sociétés coopératives ouvrières de production sont formées par des travailleurs de toutes catégories ou qualifications professionnelles, associés pour exercer en commun leurs professions dans une entreprise qu'ils gèrent directement ou par l'intermédiaire de mandataires désignés par eux et en leur sein.”*

In relation to this article what is the relationship between the worker cooperative and its members?

- e.g. relationship based on labour contract,
- relationship based on membership contract
- relationship based on Cooperations Act, etc

2. The article 9 of the Law stipulates that *“Les statuts peuvent prévoir que toute personne majeure, ayant été employée dans l'entreprise pendant un délai qu'ils précisent, est admise sur simple demande en qualité d'associé, soit à défaut d'opposition émanant de la prochaine assemblée des associés ou, selon le cas, de l'assemblée générale ordinaire, statuant à la majorité requise pour la modification des statuts.”*

1) In relation to this article when the contracting worker gains membership after working for the cooperative business based on labour contract for stipulated period, does the labour contract continue to exist?

2) Is it common that contracting workers are engaged in the cooperative business based on labour contract before gaining the membership status?

3) Moreover, is it common that contracting workers convert to members

of worker cooperatives?

3. In your country are the members and the contracting workers of the worker cooperatives applied to the legislations concerning the minimum labour standards such as hours of work, annual leaves, minimum wages and occupational health and safety? If yes, please show us the name of the representative legislations. If not please show us the way to decide the labour conditions of members.

4. Please show us the way to pay the rewards for members and contracting workers of the worker cooperatives.

e.g. : paid as wage, paid as prepayment of dividend

5. In your country are members and contracting workers applied to the unemployment allowance and workers compensation? If there are relevant articles of the legislations please provide us with them.

6. In your country is there any restriction on the usage of the surplus funds arising from the cooperative operations?

e.g. can be used only for capital dividend, dividend based on members engagement, improving of cooperative business

If there are relevant articles of the legislations please provide us with them.

【参考情報】

フランスの生産労働協同組合に係る制度（すでに把握している情報）
（1978年7月19日の生産労働協同組合に関する法律第78-763号）

1. 生産労働協同組合の事業に従事する者

- ① 組合員：組合員資格を有する者（法第1条）
- ② 非組合員：労働契約により雇用される、組合員資格を有しない者
（法第5条）

※ 生産労働協同組合は、組合の事業に従事する非組合員に対し一定期間後に組合に加入することを義務づけることができる（法第9条）。

→ これは一般的なのか、労働契約は継続するのか要確認

2. 労働条件

1978年7月19日の生産労働協同組合に関する法律第78-763号には、組合員の労働条件に係る規定がない。

おそらく労働法（Code de Travail）の適用を受けるものと考えられる。

→ 要確認

3. 報酬の支払い方法

法第35条では、賃金（salarie）という言葉が使用されているため、組合員に対しては、賃金により報酬が支払われているものと推定される。

→ 要確認

3. 組合員資格の終了事由（法第10条）

○真性、重大な理由に基づく退職又は解雇は組合員資格の喪失を伴う。

○協同組合の自主的脱退は労働契約の終了を伴う。

調査事項（ドイツ）

【前提情報】

- 従前のドイツの協同組合に関する法律「産業・経済協同組合に関する法律（Gesetz betreffend die Erwerbs-und Wirtschaftsgenossenschaften）」は2006年に改正された。
- 改正前の法律においては、第1条において協同組合の類型が以下のとおり規定されていた。
 - ① 貸付信用団体（Vorschu ß -und Kreditvereine）
 - ② 原材料団体（Rohstoffvereine）
 - ③ 農産物または商工生産物の共同販売を目的とする団体（販売協同組合、倉庫協同組合）（Vereine zum gemeinschaftlichen Verkauf landwirtschaftlicher oder gewerblicher Erzeugnisse（Absatzgenossenschaften, Magazinvereine））
 - ④ 共同計算による物品の生産及び販売を目的とする団体（生産協同組合）（Vereine zur Herstellung von Gegenständen und zum Verkauf derselben auf gemeinschaftliche Rechnung（Produktivgenossenschaften））→ 労働者協同組合に相当
 - ⑤ 生活必需品の共同購入及び小売販売を目的とする団体（消費協同組合）（Vereine zum gemeinschaftlichen Einkauf von Lebens- oder Wirtschaftsbedürfnissen im großen und Ablass im kleinen（Konsumvereine））
 - ⑥ 共同計算による農業又は商工業の経営に必要な物品の調達及びその利用を目的とする団体（Vereine zur Beschaffung von Gegenständen des landwirtschaftlichen oder gewerblichen Betriebes und zur Benutzung derselben auf gemeinschaftliche Rechnung）
 - ⑦ 住宅建設を目的とする団体（Vereine zur Herstellung von Wohnungen）
- 2006年の改正後の法律においては、協同組合の類型は消滅した。

【質問事項】

1. 2006年の改正前の旧法の解説書（Volker Beutheine Genossenschaftsgesetz mit Umwandlungsrecht / Verlag C.H.Beck 著）よれば、「（旧法に定義する）生産協同組合の組合員は、組合との雇用関係を自分自身の積極的な結社の自由により会社法に基づいて形成することを望むのか、それとも自己及び生産協同組合が有する契約の自由に基づいて雇用契約または労働契約を締結することを望むのか選択できる」こととされていた。

- (1) 貴国において、現行法における、旧法に規定する生産協同組合に相当する協同組合と組合員との関係に関し、旧法と同様に会社法に基づいて形成するか、雇用契約又は労働契約を締結するかを選択権を有しているか否かを示されたい。また、関連条文がある場合、該当条分を日本語訳とともに提供されたい。
- (2) (1) の回答が「否」である場合、旧法で定義する「生産協同組合」に相当する協同組合と組合員は、現行法においてどういう形態の契約関係となるか（会社法に基づく契約か、組合加入契約か、労働契約かなど）。また、関連条文がある場合には、該当条分を日本語訳とともに提供されたい。
2. 貴国において、旧法で定義する「生産協同組合」に相当する協同組合の組合員は、労働基準関係法令（労働時間、年次有給休暇、最低賃金、労働安全衛生等に関する規制）の適用を受けるか。労働基準関係法令の適用を受ける場合には、その主要な法律名を示されたい。
- 労働基準関係法令の適用を受けない場合には、協同組合員の労働条件がどのように決定されるかを示されたい。
3. 貴国において、旧法に規定する生産協同組合に相当する協同組合の組合員に対する報酬の支払いは、如何なる形態となっているか（【例】配当金として支払われる、賃金として支払われる など）。関連条文がある場合には、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。
4. 貴国において、旧法に規定する生産協同組合に相当する協同組合は、雇用保険（失業保険）及び労災保険の適用を受けるか。関連条文がある場合には、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。
5. 貴国において、旧法で定義する「生産協同組合」に相当する協同組合における組合員資格の終了事由は何か（【例】解雇、レイオフ、組合員に重大な過失があった場合など）。関連条文がある場合には、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。
6. 貴国において、組合の事業によって剰余金が出た場合、その使途に法令上の制限はあるか。（【例】出資配当、従事分量配当、組合の事業のために充当等）。関連条文がある場合には、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。
7. 貴国においては、非組合員が旧法に規定する生産協同組合に相当する協同

組合の事業に従事することが認められているか。

8. 7. の回答が然りの場合、上記の質問 2, 3 及び 4 に関し、非組合員について回答されたい。
9. 7. の回答が然りの場合、協同組合の事業に従事する非組合員が組合員に転換する制度が法律上整備されているか。また、実態において非組合員が組合員に転換する事例は存在するか。

Questionnaires (Germany)

【Relevant informations】

- ☐ “Gesetz betreffend die Erwerbs-und Wirtschaftsgenossenschaften” the legislation concerning cooperatives, was amended in 2006.
- ☐ The legislation before amendment used to stipulate several types of cooperatives as follows
 - ① Vorschu ß -und Kreditvereine
 - ② Rohstoffvereine
 - ③ Vereino zum gemeinschaftlichen Verkauf Iondwirtschaftlicher oder gewerblicher Erzeugnisse (Absatzgenossenschaften, Magazinvereine)
 - ④ Vereine zur Herstellung von Gegenstanden und zum Verkauf derselben auf gemeinschaftliche Rechnung (Produktivgenossenschaften)
 - ⑤ Vereine zum gemeinschaftlichen Einkauf von Lebens- oder Wirtschaftsbedurfnisson im gro ß en und Alba ß im kleinen (Konsumvereine)
 - ⑥ Vereine zur Beschaffung von Gegenstanden des landwirtschaftlichen oder gewerblichen Betriebes und zur Benutzung desrselbon auf gemeinschaftliche Rechnung
 - ⑦ Vereine zur Herstellung von Wohnungen
- ☐ The legislation after amendment does not have the article concerning the types of cooperatives any more.

【Questions】

1. According to the book concerning the legislation before amendment “Members of the production cooperatives have choices between relationship with the cooperatives based on the Company Act or relationship with the cooperatives based on Labour Contract.
- 1) Under the current legislation do the members of the cooperatives equivalent to former “Produktivgenossenschaften” or production cooperatives (hereinafter refered to as “cooperative”) have choices between relationship with cooperatives based on Cooperation Act or

the relationship with cooperatives based on labour contract? In case there are relevant articles of the legislation please provide us with them

- 2) In case the answer of 1) is "No" what is the relationship between cooperatives and members?

e.g. : contracts based on Cooperatives Act, Labour contracts, membership contracts. etc

In case there are relevant articles of the legislation please provide us with them

2. In your country are the members of cooperatives applied to legislations concerning working conditions such as hours of work, annual leaves, minimum wage, occupational health and safety? If yes, please show us the names of representative legislations. If not, please show us the way to decide the labour conditions of members of cooperatives.

3. Please show us the way to pay the reward for the members of the cooperatives in your country.

e.g. : paid as wage, paid as prepayment of dividends, etc.

In case there are relevant articles of the legislation please provide us with them.

4. In your country are the members of the cooperatives applied to unemployment allowance and workers compensation? In case there are relevant articles of the legislation please provide us with them.

5. In your country are there any legal reasons for the termination of membership of the cooperatives?

e.g. : dismissal, layoff, genuine serious errors by members, etc

In case there are relevant articles of the legislation please provide us with them.

6. In your country are there any legal restrictions on the usage of surplus

funds arising from the cooperative operations? In case there are relevant articles of the legislation please provide us with them.

e.g. : can be used only for capital dividend, dividend based on members

engagement, improving of cooperative business

7. In your country is it possible that non-members are engaged in the cooperative business?
8. In case the answer of the question 7 is "yes," please provide us with the informations on question 2, 3 and 4 in relation to the non-members of the cooperatives.
9. In case the answer of the question 7 is "yes," is there any legal system to convert non-members to members of the cooperatives? Or are there any examples that non-members convert to members in reality?

ドイツの協同組合（旧生産協同組合）に係る制度（既に把握している情報）
（協同組合法）

1. 労働者協同組合の事業に従事する者

2006年の法改正以前は、生産協同組合の組合員は、以下の2つの選択肢を有していた。

- ① 会社法に基づく契約関係
- ② 労働契約に基づく契約関係

→ 改正後も組合員に旧法同様の選択権があるか否か要確認

※ 旧法の解説書より

2. 労働条件

協同組合法に労働条件に関する規定はない。

調査事項（イタリア）

1. 2001年3月7日に議会で承認された「協同組合、特に労働者組合員に関する法律の改正法（Revisione della legislazione in materia cooperativistica, con particolare riferimento alla posizione del socio lavoratore）」の第2条に関し、以下の事項について回答されたい。

第2条（協同組合の労働者組合員の個人及び集団の権利）

労働関係にある協同組合の労働者組合員に対しては、1970年5月20日付け法律第300号が適用される。ただし、労働関係と共に、連合関係も停止された場合は、第18条は除外する。労働安全衛生に関する現行のすべての諸規定も適用される。

その他の労働者組合員に対しては、1970年5月20日付法律第300号の第1条、第8条、第14条及び第15条ならびに1994年9月19日付立法令第626号及びその後の改正で定める諸規定ならびに労務提供に適用しうる1996年8月14日付立法令第494号で定める諸規定が適用される。協同組合制度の特殊性に関連して、労働組合の権利行使の個々の形態については、（比較の上）代表的な協同組合運動の国内団体と労働組合組織との間の労働協約において確認することができる。

- (1) 上記の法第2条にいう「労働関係にある協同組合の労働者組合員」と「その他の労働者組合員」の選択は、労働者協同組合の個々の組合員が行うのか。そうでない場合、これらの選択はどのように行われるか。

- (2) 同じく「労働関係にある協同組合の労働者組合員」は、労働者協同組合との間に労働契約を締結するのか、あるいはその他の形態の契約を締結するのか。

- (3) 上記の法第2条に引用されている以下の法律又は条文に規定される主な事項を示されたい。

- ① 1970年5月20日付け法律第300号
- ② 1970年5月20日付法律第300号第1条、第8条、第14条、第15条
- ③ 1994年9月19日付立法令第626号
- ④ 1996年8月14日立法令第494号

2. 貴国において、労働者協同組合の「労働関係にある協同組合の労働者組合員」及び「その他の労働者組合員」に対する報酬の支払いは、それぞれ如何なる形態となっているか（【例】配当金の前払いとして支払われる、賃金として支払われる など）。関連条文がある場合には、該当条文を日本語訳と

ともに提供されたい。

3. 貴国において、労働者協同組合の「労働関係にある協同組合の労働者組合員」及び「その他の労働者組合員」に対しては、それぞれ雇用保険（失業保険）及び労災保険の適用はあるか。関連条文がある場合には、該当条文を日本語訳とともに添付されたい。
4. 貴国において、労働者協同組合における組合員資格終了事由は何か（【例】解雇、レイオフ、組合員に重大な過失があった場合など）。関連条文がある場合には、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。
5. 貴国において、労働者協同組合の事業によって剰余金が出た場合、その使途に法令上の制限はあるか。（【例】出資配当、従事分量配当、組合のの事業に充当等）関連条文がある場合には、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。
6. 貴国において、非組合員が労働者協同組合の事業に従事することが認められているか。
7. 6の回答が然りの場合、協同組合の事業に従事する非組合員が組合員に転換する制度が法律上整備されているか。また、実態において非組合員が組合員に転換する事例は存在するか。
8. 6の回答が然りの場合、上記の質問1（2）、2、3に関し、非組合員について回答されたい。
9. 6の回答が然りの場合、協同組合の事業に従事する非組合員は上記質問1（3）に掲げる①～④の法律又は条文の適用を受けるか。上記法律の適用を受けない場合には、それら非組合員の労働条件はどのように決定されるのか。

Questionnaires (Italy)

1.

In relation to the Article 2 of “Revisione della legislazione in materia cooperativistica, con particolare riferimento alla posizione del socio lavoratore (here in after referred to as “the Law”)” which was approved by the parliament in March 7th 2001, please give us the following informations.

Art. 2 Diritti individuali e collettivi del socio lavoratore di cooperativa

1. Ai soci lavoratori di cooperativa con rapporto di lavoro subordinato si applica la legge 20 maggio 1970, n.300, con esclusione dell'articolo 18 ogni volta che venga a cassare, col rapporto di lavoro, anche quello associativo. Si applicano altresì tutte le vigenti disposizioni in materia di sicurezza e igiene del lavoro. Agli altri soci lavoratori si applicano gli articoli 1, 8, 14 e 15 della medesima legge n. 300 del 1970, nonché le disposizioni previste dal decreto legislativo 19 settembre 1994, n. 626, e successive modificazioni, e quelle previste dal decreto legislativo 14 agosto 1996, n. 494, in quanto compatibili con le modalità della prestazione lavorativa. In relazione alle peculiarità del sistema cooperativo, forme specifiche di esercizio dei diritti sindacali possono essere individuate in sede di accordi collettivi tra le associazioni nazionali del movimento cooperativo e le organizzazioni sindacali dei lavoratori, comparativamente più rappresentative.

1) Does each member of the worker cooperatives have an opportunity to select their status between “lavoratori di cooperativa con rapporto di lavoro subordinat” or “altri soci lavoratori” ?

If not how are the status of members determined?

2) Does “lavoratori di cooperativa con rapporto di lavoro subordinat” enter into labour contract with worker cooperatives?

If not what is the relationship between “lavoratori di cooperativa con rapporto di lavoro subordinat” and worker cooperatives?

e.g. : contract based on Cooperations Act etc.

3) Please summarize the contents of following articles

① la legge 20 maggio 1970, n.300

② articoli 1, 8, 14 e 15 della medesima legge n. 300 del 1970

③ le disposizioni previste dal decreto legislativo 19 settembre 1994, n. 626,

④ successive modificazioni, e quelle previste dal decreto legislativo 14 agosto 1996, n. 494

2. In your country please show us the way to pay the rewards for members whose relationship is labour relations and members whose relationship is other relations.

e.g. : paid as wage, paid as prepayment of dividends

In case there are relevant articles of legislations please provide us with them.

3. Are “lavoratori di cooperativa con rapporto di lavoro subordinat” and “altri soci lavoratori” applied to unemployment allowance and workers compensation? In case there are relevant articles of legislations please provide us with them.

4. In your country are there any legal reasons for the termination of membership of the cooperatives?

e.g. : dismissal, layoff, genuine serious errors by members, etc.

In case there relevant articles of legislations please provide us with them.

5. Are there any legal restriction on the usage of surplus funds arising from cooperative enterprises in your country?

e.g. : can be used only for capital dividend, dividend based on members

engagement, improving cooperative business

In case there relevant articles of legislations please provide us with them.

6. Is it possible that non members working for cooperative business convert to members of cooperative?
7. In case the answer of question 6 is “yes” , are there any legal system to convert non members to members of the cooperatives? And are there any example that non-members convert to members in reality?
8. In case the answer of question 6 is “yes” , please provide us with the information on non members in relation to Question 1 (2) , 2 and 3.
9. In case the answer of question 6 is “yes,” are the non-members working for the cooperatives applied to articles or legislation above mentioned in Question 1 (3) ①, ②, ③ and ④.

In case they are not applied to those articles or legislations please show us the way to decide the labour conditions for non members working for the cooperative business.

イタリアの労働者協同組合に係る制度（すでに把握している情報）
（協同組合、特に労働者協同組合の組合員に関する法律の改正法）

1. 労働者協同組合の事業に従事する者（法第1条）

以下の2種類がある。

- ① 労働関係にある組合員労働者：
労働契約を締結するものと推定される。 → 要確認
- ② その他の組合員：
自営型その他の形態 → その他の形態とは何か要確認

2. 労働条件等（法第3条）

- ① 労働関係にある組合員労働者：
1970年5月20日法律第300号の適用を受ける → 内容に関し要確認
労働安全衛生に関する規定の適用を受ける。
- ② その他の組合員
1970年5月20日法律第300号第1条、第8条、第14条及び第15条、1994年9月19日付け立法令第626号、1996年8月14日付け立法例第494号の適用を受ける
→ 内容に関し要確認

3. 報酬の支払い方法（法第3条）

- ① 労働関係にある組合員労働者：
従事量及び質に応じた報酬が支給される。
類似の部門の全国労働協約で定める最低報酬以上としなければならない
→ 配当金前払いか賃金かは要確認
- ② その他の組合員
自営の形態で類似の役務に適用される平均報酬以上の額の報酬が支払われる。

調査事項（カナダ）

カナダ協同組合法に関し、以下の事項を示されたい。

1. 契約関係

(1) 第 359 条第 2 項において、労働者協同組合の組合員は「自然人且つ組合に雇用される者」とされているが、組合員と労働者協同組合の契約関係は、労働契約、組合加入契約のいずれによるか。関連条文がある場合には、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。

(2) 貴国において、労働者協同組合は、一定の場合、非組合員を雇用できることとされているが、この場合非組合員と労働者協同組合との契約関係は労働契約か。関連条文がある場合には、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。

2. 貴国において、労働者協同組合の組合員及び労働者協同組合の事業に従事する非組合員は、通常の労働者と同様に労働基準関係法令（労働時間、年次有給休暇、最低賃金、労働安全衛生等に関する規制）の適用を受けるか。

労働基準関係法令の適用を受ける場合には、その主要な法律名を示されたい。労働基準関係法令の適用を受けない場合には、組合員及び非組合員の労働条件はどのように決定されるか示されたい。

3. 貴国において、労働者協同組合の事業に従事する組合員及び非組合員に対する報酬の支払いは、如何なる形態となっているのか（【例】配当金の前払金として支払われる、賃金として支払われる など）。関連条文がある場合には、該当条文を日本語訳とともに提供されたい。

4. 貴国において、労働者協同組合の組合員及び労働者協同組合の事業に従事する非組合員は、雇用保険（失業保険）及び労災保険の適用を受けるか。関連条文がある場合には当該条文を日本語訳とともに提供されたい。

5. 貴国において、労働者協同組合の事業に従事する非組合員が組合員に転換する制度は法律上整備されているか。また、実態において非組合員が組合員に転換する事例は存在するか。

Questionnaire (Canada)

In relation to the Canada Cooperatives Act Please provide us with following information.

1. Contract

1) The Article 359 - 2 stipulates that the members of worker cooperatives have to be "an individual and an employee of the cooperatives." What is the relationship between members and cooperatives in terms of contract?

e.g. based on labour contract, based on membership contract etc.

If there are relevant articles of legislations please provide us with them

2) We understand that worker cooperatives can hire non-member of cooperative if the condition meets in your country. What is the relationship between non-member of cooperatives in terms of contracts?

e.g. based on labour contract, based on membership contracts

If there are relevant articles of legislations please provide us with them

2. In your country are the members and non-members of workers cooperative applied to the legislation concerning minimum labour standards such as hours of work, annual leave, minimum wage and occupational health and safety? If they are please show us the names of the representative legislations.

If not please show us the way to decide the labour conditions of the members and non-members working for the cooperative business.

3. Please show us the way to pay rewards for members and non-members working for cooperative business.

e.g. paid as wage, paid as prepayment of dividend

If there are relevant articles of legislations please provide us with them

4. Are the member and non-members of cooperatives applied to unemployment allowance and workers compensation? If there are

relevant articles of legislations please provide us with them.

5. In your country is there any legal system to convert non members working for cooperative business to members of the cooperatives? Are there any example that the non member convert to members of cooperative in reality?

カナダの労働者協同組合に係る制度（すでに把握している情報）
（カナダ協同組合法）

1. 労働者協同組合の事業に従事する者

- ① 組合員：組合員は、自然人且つ組合に雇用される者とされている。
（法第359条第2項）
- ② 非組合員：労働者協同組合設立から5年以内の期間に、組合員の75%の人数を超えない範囲で雇用可能

2. 労働条件

協同組合法には規定なし。

※ 労働法の適用については、調査訓令回答では「協同組合の組合員への労働関係法令の適用に関して、特別な扱いはない」との回答を得ている。

→ 再要確認

3. 報酬の支払い方法

組合員に対する報酬に関しては、法第359条において賃金（salary）という語が使用されているため、賃金による支払いが行われているものと思われる。 → 要確認

4. 組合員資格の終了事由

- 定款の定めにより、協同組合側から理由を付して書面による予告を行うことにより、組合員資格を終了することができる。組合員側には申し立ての機会が付与される。
- レイオフされてから2年経過後に雇用が再開されない場合、組合員資格を喪失する（法第360条）。

5. 剰余金の使途に係る制限（法第7条）

協同組合の事業より発生した剰余金の使途は、以下の目的に制限されている。

- 事業の発展・拡充
- 組合員へのサービス供給、サービス向上
- 引当金、組合員への利息の支払い、配当金の支払い

- 地域の福祉、協同組合事業の宣伝
- 組合員への特別支給 (patronage return)

【 英 国 】

1. 法令について

英国においては、労働者協同組合の在り方(設立、運営及び解散、構成員の権利義務等)を規定する法律は存在していない。

なお、1976年産業共同所有法(Industrial Common Ownership Act 1976)は、制定当初は、労働者協同組合に対する政府による財政的支援の根拠法であったが、その後、財政支援に係る規定は削除され、協同組合の定義規定(第2条)が残されるのみとなっている。また、同法の制定当初においても、労働者協同組合の在り方(設立、運営及び解散、構成員の権利義務等)を規定する法律ではなかった。

2. 法人格について

- 英国において労働者協同組合(Workers Co-operative)と呼ばれる団体は、
- ・ 1965年産業共済法(Industrial and Provident Societies Act 1965)に基づく産業共済団体(Industrial and Provident Society)
 - ・ 1985年会社法(Company Act 1985)に基づく保証有限会社(company limited by guarantee)

のいずれかとして法人格を取得するケースが多いと言われているが、他の法令に基づく法人格を有している場合もある。また、これらの法人制度は、労働者協同組合を設立する場合に限って用いられるものではない。

3. 労働者協同組合の組合員の労働条件等

協同組合と組合員との間に労働契約が締結されているか否かについての判断は、個別のケースの実態によるものであり、協同組合の組合員であることをもって一律に判断されるものではない。

なお、組合員に労働者性が認められる場合には、労働関係法令の適用を受ける。主要な労働関係法令としては、例えば、以下のとおりである。

○ 労働時間、年次有給休暇

1998年労働時間規則(Working Time Regulations 1998)

○ 最低賃金

1998年最低賃金法(National Minimum Wage Act 1998)

○ 労働安全衛生

1974年衛生安全法(Health and Safety Act 1974)

4. 報酬の支払いについて

法令上の規定はない。

5. 労働保険について

(1) 雇用保険(失業保険)について

英国では、雇用保険(失業保険)制度は、国民保険制度(National Insurance)の一部であり、協同組合の組合員が労働者に該当する場合であれ自営に該当する場合であれ適用される。

(2) 労災補償について

英国では、医療サービスは、税を財源とした国民医療制度(NHS:National Health System)により提供されており、政府管掌の労災保険制度は存在しない。

なお、1969年雇用主責任(強制保険)法(Employers' Liability (Compulsory Insurance) Act 1969)に基づき、雇用主は、民間保険会社とあらかじめ保険契約を締結しておくことにより、自ら(=雇用主)に過失がある場合の労働災害について労働者に対する金銭的補償を果たし得るようにする義務があるが、同法によって保護される対象者は、労働者に限られ、自営を含まない。

6. 非組合員の従事

法令上の規定はない。

7. 従事非組合員に対する労働法令の適用

非組合員の労働者性の有無についても実態判断によることが必要であり、各法令の適用等についても組合員の場合と同様である。

【イタリア】

1. 組合員の性質の選択

「労働関係にある協同組合の労働者組合員」と「その他の労働者組合員」の選択は、その組合の規約に基づき、労働者協同組合の個々の組合員が行う。

2. 契約関係

労働契約の分類に関し、2001年付け法律第142号では、「労働関係にある組合員」とそうでない組合員の同等化が規定された。よって、両者ともに同じ労働契約を適用する（無期限雇用契約、期限付き雇用契約、パートタイム、プロジェクト契約等）。以前は、労働契約は組合員でない労働者のみに適用されていた。

3. 労働関係法令の適用

労働規約1970年付け法律第300号18条は「その他の労働者」には適用されず、「労働関係にある協同組合の労働者組合員」には適用される。

1970年付け法律第300号第1条、第8条、第14条、第15条には、意見の自由、意見に関する調査の禁止、労働組合への加入と活動の権利、差別的行為の禁止が規定されている。

1994年付け立法令626号、1996年付け立法令494号には、雇用とすべての分野における労働者自身の身体的安全に最大限の注意を払うことが規定される。

4. 組合員の報酬

「労働関係にある協同組合の労働者組合員」、「その他の労働者組合員」の報酬は、イタリアの団体交渉契約により、労働者自身の属するカテゴリー（作業員、会社職員、管理職等）によって規定され、さらに規約に規定される場合には、配当金の一部が最終的利益の30%以下で前払いとして加算される。

【関連条文】

民法第2532条 組合員の脱退

労働者協同組合における組合員は、法律、設立決議によって規定される場合において組合から脱退することが可能となる。脱退は部分的なものであってはならない。脱退の申告は、組合に書留郵便によってなされる。組合は、申告の受理から60日以内に検討をしなければならない。脱退の条件が満たされない場合、組合管理者は、即座に組合員に連絡をし、この組合員は連絡を受けた日から60日以内に裁判所に異議申し立てを行うことができる。組合との関係に関し、

脱退は、申告受理の措置に関する通達がなされた時点で発効される。法律もしくは設立決議で異なる規定がなされておらず、組合員と組合の相互的關係について、3ヶ月前に申告がなされていれば、事業年度の終了とともに脱退の効力が発生し、そうでない場合には、次事業年度より効力が発生する。

民法第2533条 組合員の除外

組合員の除外は、2531条(分担金もしくは債券の支払いの欠如)に規定された事情の他、以下の場合に行われる。

- 1) 設立決議により規定される場合
- 2) 法律、組合契約、規則もしくは相互的關係によって規定される義務の不履行
- 3) 組合への参加に規定される資格の欠如もしくは喪失
- 4) 第2286条に規定される場合(上記2)に加え、禁治産、準禁治産、一時的であつても公職の執行停止を伴う刑罰を理由とする者)
- 5) 第2288条1項(破産の場合)

除外は組合管理者によって決定されるが、設立決議が規定する場合、総会にて決定される。除外の決定に対し、組合員は、通達より60日以内に裁判所に異議申し立てを行うことができる。設立決議に異なる規定がなされていない限り、組合關係の解消により同時に相互扶助的關係も解消する。

民法2534条 組合員の死亡

組合員死亡の場合、相続人は以下の条項(設立決議には、組合への加入条件を備えた相続人は、死亡した組合員に取って代わることを規定することができる)が規定されていれば、分配金清算もしくは債券の償還の権利を有する。

前項において、相続人が複数人の場合、分配金が分割可能でかつ組合が分割を認める場合を除き、複数の相続人は代表者を決めなければならない。

【カナダ】

1. 契約関係

- (1) ほとんどの協同組合は、組合員加入契約、労働契約の双方を有しているが、当該協同組合がどれだけ形式的に整っているかどうかにより様々である。州法においても、特定の契約関係を必須とするような規定は無いと承知している。
- (2) 特定の契約関係を必須とするような規定は無いと承知している。

2. 労働基準関係法令の適用

州又は連邦の労働基準関係法令については、他の事業と同様に協同組合に対しても適用される。協同組合に関する関係法令と同様、ほとんどの労働基準関係法令は、州の権限に属している。

3. 報酬の支払い

便益 (benefits) をどのように配分するかは、各々の協同組合の規定又は各組合がどのような業種に登録されているかにより決定される。

組合員に対する通常の便益 (benefits) は、配当金、商品に対する割引などがある。配当金は、一般的に、組合員に対して支払われ、非組合員に対しては支払われない。協同組合によっては、非組合員に対しても一定の便益、例えば、特別な配当金を提供することもある。しかしながら、詳細については、個々の協同組合によって決定される。

4. 雇用保険及び労災保険の適用

我々の知る限りにおいて、組合員、非組合員を問わず、協同組合の被雇用者は、労働基準、雇用保険、労災保険の規定に基づき、全て、通常の被雇用者と同様の権利と便益を享受できる。雇用保険、労災保険の適用を受けるかどうかという基準は、当該個人が、協同組合の組合員であるか否かではなく、雇用の形態がいかなるものかによると考えている。

【ドイツ】

1. 前提

- (1) ドイツ連邦共和国の（登録）協同組合に関する法規定は、産業・経済協同組合法（Genossenschaftsgesetz）（以下、「協同組合法」という。）に規定されている。協同組合法は、2006年8月14日の「ヨーロッパ協同組合の導入と協同組合法の変更に関する法律」第3条により根本的に改定された。協同組合とその組合員間の権利関係は、第一に、定款により規定される。定款は、法律で明確に認められたときに限り、協同組合法の規定と異なる定めをすることができる（協同組合法第18条）。
- (2) 協同組合法第18条で保障された「定款の自由」の枠組みにより、ドイツの協同組合法に基づき、いわゆる生産協同組合を形成することが出来る。生産協同組合は、2006年8月14日の上記法律の施行まで、「共同責任による物品の生産及び販売のための組合」（生産協同組合）として協同組合法第1条第1項第4号において明確に規定されていた。法律の明確な言及はなくなったが、実態においては変更はされなかった。政府法案の「立法理由書」では以下のように記されている。「従来の模範的な協同組合の種類の列挙はある意味で時代遅れになっており、実際の形態の存続のために必要なものではない。これは、協同組合法第1条第1項の定義に合致する生産協同組合にも当てはまる。」
- (3) 生産協同組合は、その組合員が協同組合において労働力を投じる義務があるとしている点で突出している。協同組合の促進目的は、組合員の労働力を市場に出すということにある。その点でいわゆる生産物協同組合は異なっており、そこでは組合員は協同組合の事業所で働くというわけではない。生産物協同組合は、むしろ、組合員のために製品を生産するのである（例：酪農協同組合・ワイン醸造協同組合）。
- (4) ドイツ民主共和国（旧東ドイツ）では生産物協同組合法（Produktionsgenossenschaftsgesetz）の意味でのいわゆる生産物協同組合があり、特に農業（農業生産物協同組合）、手工業、漁業の分野で役割を果たしてきた。この生産協同組合はドイツ再統一とこのような法人形態の廃止により、1990年以降に消滅するか、登録済み協同組合や有限会社といった別の形で引き継がれた。これについて、例えば、1991年7月3日の農業適応化法（Landwirtschaftsanpassungsgesetz）がある。
- (5) 生産協同組合はドイツにおいて多く見られるものではない。生産協同組合のいくつかは、以前の、旧東ドイツの農業・手工業生産協同組合から生産協同組合に転換したものであった。

1. 「会社法に基づく関係」と「労働法に基づく関係」選択

生産協同組合では、組合員は単なる組合員ではなく、協同組合と労働法的な関連がある。彼らはいわば、労働者でもあり使用者でもある。法人（協同組合法第17条第1項）として、協同組合はいつでも組合員と雇用契約を締結できる。それでもやはり、労働が同時に組合員としての立場で課せられるときに問題が生ずる。

個々のケースにおいてこの両方の法律関係がどのように結びつけられるかは、定款で規定されうる。それにより、生産協同組合が、組合員でない労働者を有することが出来る。選択権を要求しないという規定をすることは可能である。しばしば見られるのは、組合員資格と雇用契約を密接に結びつけ、雇用契約終了時には組合員資格もなくなるというものである。これもまた定款で定めることが許容されている。

このような「定款の自由」は新法においても変更されていない。

2. 労働関係法令の適用

いわゆる労働法の規定は、協同組合とその組合員の間の雇用契約にも適用されるが、組合員契約に適用されるというわけではない。

関連する規定は解雇保護法、労働安全衛生法、連邦休暇法、社会法典、労働協約締結法、その他の法律や法規命令（政令）にある。

3. 報酬の支払い

組合員であることによる報酬請求権がある（協同組合法第19条の協同組合の利益配当分の請求権を参照）。また、雇用契約に基づく賃金請求権があり得る。

4. 労働保険の適用

生産協同組合についてはその通りであるが、雇用契約の枠組み内のみのことである。失業保険は社会法典第3編で、災害保険は社会法典第7編で規定されている。

5. 契約の終了について

法律的な規定はない。しかしながら定款で、雇用契約の存続を組合員資格の前提として規定し、雇用契約の終了を除名事由とすることが出来る。雇用契約における義務違反は協同組合関係の違法であり、それにより除名事由となり得る。

6. 剰余金の使途

剰余金は基本的に組合員の間で分配される（協同組合法第19条第1項第1文）。しかしながら定款で他の規定をすることが出来る（協同組合法第20条）。分配は「直接の支払い」を意味するのではない。年間の剰余金の利用は総会で決定される（協同組合法第48条第1項第2文）。協同組合法第7条2で義務とされている、定款で規定される「法律的な積立金」以外には、協同組合法には法律的な剰余金の使用の規制はない。その他の積立金について定款で定めをおくことは可能である。

7. 非組合員の組合事業への従事

生産協同組合では、定款で許容される限り、非組合員を従業員として雇用することが出来る（協同組合法第8条第1項第5号）。

協同組合事業所における協同組合と非組合員の関係は、労働法により規定される。この場合には会社法的規定は利用されない。

8. 非組合員の組合員への転換

創立時の組合員であること以外の、組合員になる唯一の可能性は、協同組合法第15条以下による正式な参加である。協同組合事業所への参加による実質的な組合員の地位の獲得ということは会社法上考えられないが、もしかしたら、実質的な雇用契約ということはあるかもしれない。

【スペイン】

1. 契約

労働協同組合と組合員の間に契約はない。協同組合に加入する際には申請書を提出することとなるが、契約としての署名は行わない。

一方で組合事業に従事する非組合員は、協同組合との間に労働契約を締結する。

2. 労働条件について

組合員の労働条件は、協同組合の定款に規定される。定款では、1999年の法律第27号の第83条及び第80条の5（労働安全衛生）に規定される最低労働条件について言及する必要がある。

組合事業に従事する非組合員については、基本的に労働法の適用がある。

3. 報酬

組合員に対しては、「組合の割戻し」として支払っており、従事非組合員に対しては労働法に基づく賃金として支払っている。

4. 労働保険の適用

雇用保険は、基本的に組合員及び従事非組合員双方に適用される。

5. 剰余金の使途

協同組合事業より発生する剰余金の20%は、「協同組合事業の発展」のため、5%は「組合員教育」のため支出される。

さらに剰余金がある場合には、組合員への配当、ボランティア基金、その他の基金に充当することができる。

【フランス】

1. 契約

生産労働協同組合とは、労働者の協同組合であること、そして「労働者」という用語は、この法規定においてそのように理解されなければならないことを明確にすることが適当である。一方で、二種類の契約が併存し得るが、すべての組合員が労働者である必要がないのと同様に、すべての賃金労働者が組合員である必要もない。しかしながら、生産労働協同組合の資本金の大半は、労働者により保持されるべきものである。このため、労働者が全体として少なくとも資本金の50%を保持することが必要である。なお、一人の労働者が50%を超えて資本金を保持することはできない。

2. 契約

協同組合事業に従事していた非組合員が組合員に転換した場合、従前の労働契約は継続する。しかしながら、期限の定めのある労働契約を締結している賃金労働者が組合員資格を認められることは極めて希である。頻繁に生じるのは、組合員となるための一定期間が短く、期限の定めのある契約が期限の定めのない契約に転換される場合であり、この場合、それまでの当該企業における労働時間が考慮されることとなる。

期限の定めのある労働契約を締結している者が組合員となることは極めて希であり、こうした仮定は、賃金労働者である組合員資格において維持することを正当化するための1978年の法律第11条において予定されていない。このため、労働契約が解消され、法的にも、税制的にも外部組合員となる労働者であると考えられる。これは厳密には退職ではないが、組合員の地位に及ぼす効果は同じである。外部組合員の資格において残ることを求めるときは、規約に従い、総会、管理部門又は理事会の了解がある場合にしか、この資格を得ることはできない。また、すべての外部組合員と同様に、1978年の法律第29条の適用により、他の組合員は賃金労働者中心となることを望むため、そのうち組合員の資格を失う可能性がある。

3. 組合加入前の労働契約による労働

生産労働協同組合に加入する前に労働契約に基づき非組合員が組合事業に従事することは一般的である。生産労働協同組合の創設の場合を除き、定款において、組合員労働者となるための申請に関する期限が必ず設定される。

現実には、フランスの当局がすべての生産労働協同組合の定款を確認しているわけではないが、それは一定期間後に従事非組合員に提供される選択肢

である。このため、加入義務を規定することを認める1978年の法律第9条は、柔軟に、また従事非組合員に付与された可能性として適用される。現実には企業によってかなり異なる可能性がある。

4. 非組合員の組合員への転換

非組合員の組合員へ転換することは一般的である。それは、1978年の法律第9条に規定されるように、一定期間例えば2年間経過後に組合員としての加入申請を行うよう労働契約で従事非組合員に対して義務づけることを組合の定款で定めることは可能だからである。

この分野においては3つの規則が存在し、定款においてはそのいずれかを選択しなければならない。

2つの規則は、定款が定める一定期間経過後の申請が義務づけられている場合（1978年の法律第9条）、又は申請は自由であるが、加入の承認について極めて有利な取り扱いが規定されている場合（1978年の法律第8条。ただし、適用は極めて希）に適用される。

加入承認は、規約が定める一定期間経過後に自動的に行うこととすることができる。この場合、総会は討議せず、確認するだけである。

加入承認は、組合員の反対がない限り行うこととすることも可能である。臨時総会と同じ条件において大多数の支持を集めなければならない。すなわち、株式会社の3分の2、有限会社の形態をとった協同組合のほとんどにおいては組合員の4分の3である。実際には承認はほとんど自動的に行われる。

規約においては、組合員としての加入申請を自由な選択に委ねることも可能である。原則として、1978年の法律第7条においては、通常総会に関する条件において、総会は決定を下すこととされている。こうした選択が徐々に増加している。承認を容易にするためには、第8条に規定されているよりも更に柔軟な条件とすることを防げるものは何もない。

組合員となる賃金労働者は、企業に対する出資を徐々に増加させることができる。出資が賃金からの天引きの形態をとる、あるいは出資による利益配分が行われることはかな一般的である。

5. 労働法令の適用

労働法典全体が、単なる従事非組合員であれ、組合員である労働者であれ、組合事業の従事者に対して適用される。例外的に委任として報酬を支払われる幹部にも労働法典は適用される。

6. 報酬の支払い

組合事業のすべての労働者は、その地位にかかわらず、賃金のほかに協同組合の活動に応じた報酬の調整に対応する「労働の持ち分」と呼ばれる払い戻しを受ける。この「払い戻し」は、賃金と同一視され、同様の社会保険料が賦課される。しかしながら、この「払い戻し」が出資の代わりとなる場合には、こうした負担を免除される。

しかしながら、この「払い戻し」は厳しく限定されている。実際1978年の法律第32条及び第33条においては、経常純黒字又は収益が労働者に再分配される条件が規定されている。こうした再分配は、法定準備金（経常黒字の少なくとも15%以上。準備金の額が資本金の額に達するまでは義務的）及び、場合によっては、規約による準備金（発展基金とも呼ばれる）を積み立てた後でなければ行うことができない。

他方、資本に対する利子（しばしば利益配当と呼ばれる）は、それが規約に規定されている場合に、従事組合員であれ、他の組合員であれ、組合員に対して行われる。

したがって、①従事者は「労働の持ち分」に関する権利を、②従事組合員は「労働の持ち分」及びその出資に対する利子に関する権利を、③外部組合員はその出資に対する利子に関する権利を有する。

7. 労働保険の適用

生産労働者協同組合の従事組合員は、他の労働者と同様の権利を有する。したがって、従事組合員は通常の場合において、失業手当及び労災補償に関する権利を有する。反対に、生産労働者協同組合の従事者でない組合員は、生産労働者協同組合の組合員であることをもって失業手当や労災補償を要求することはできない。

8. 剰余金の使途

生産労働者協同組合の剰余金については、経常黒字と呼ばれる社会的事業の収益となる。このため、従事組合員に対する払い戻し及び定款に資本に対する利息に支払いが定められているときは、資本に対する報酬の支払いに充てられる。こうした剰余金と間接的に関係があるが、行政庁の許可なく行う資産の少なくとも50%の売却といった一定の資産の売却は、帳簿の記載の有無に関わらず制限、さらには禁止されている（協同組合高等評議会の意見後に決定される省庁間省令）。これは大きな資産を有する協同組合の解体を防止することを目的としている。